

えいせい

都庁職衛生局支部ニュース 415号

2007年11月13日 都庁内線63-210

電話 03-3349-1501

発行責任者 支部長 小野塚洋行

11月15日木曜日 始業時より

2時間のストライキを背景に 組合に結集し闘いましょう

都労連は、賃金労働条件を労使協議で合意を図り自主的決着する立場で臨んできましたが、当局は要求に応えないばかりか、労使の信頼関係を破壊する態度を繰り返しています。都側の態度が改まらなければストライキ決行もやむを得ない状況です。各職場体制を作ってストライキに備えましょう。

一不当な都側提案と考え方一

▼再雇用制度の見直しについて（案）

1. 趣旨

大量退職に伴う大幅なマンパワー不足に対応するとともに、高齢職員の積極的活用を図っていく観点から、退職後の継続雇用制度について見直しを行う。

2. 内容

(1) 平成19年度末以降の退職者の取扱い

ア. 定年退職者

(ア) 定年退職後の継続雇用は、再任用制度のみとする。

(イ) なお、再任用可能期間終了後、満65歳に達する年度末までの間に限って、月16日勤務の再雇用で任用可能な制度とする。

イ. 勸奨退職者

(ア) 勸奨退職後の継続雇用は、満60歳に達する年度の年度末までの間に限って、月16日勤務の再雇用で任用可能な制度とする（5年間を限度）。

(イ) また、満61歳に達する年度以降は、再任用制度のみとする（再雇用と再任用を合わせて5年間を限度）。

(2) 既に退職した者の取扱い

上記取扱いに準じ、別紙のとおりとする。

3. 実施時期 平成20年4月1日

▼再雇用制度の見直しについて（修正案）

当初提案では、既に退職した者の取扱いとして、一定の要件に該当する13日再雇用職員については「更新なし」とし、19年度末で雇用終了としていた。修正案では、既退職者への配慮とマンパワー確保の観点から、「更新なし」に該当していた者についても、月16日勤務の再雇用に限って任用を可能とする取扱いに変更。この結果、5年間の継続雇用が可能な取扱いとなる。

▼「業務職給料表の見直しの基本的考え方について」（9月12日）

見直しの方向として、①国の行政職俸給表（二）適用職員や、都内類似の民間企業従業員の給与水準を踏まえ、適正な水準となるよう給料表の再構築を図る、②国や民間企業の動向を踏まえ、年功的な給与の伸びを抑制するため、昇給カーブの一層のフラット化を図る、③職務・職責をより一層反映した給与制度への見直しを図る。

▼病欠休暇・病欠休職の見直し提案

①病欠休暇（有給期間）の日数を180日から90日に半減する。

②病欠休職（上限3年）のうち、有給期間を2年から1年に半減し、1年以内の同一疾病は通算する。

▼成績率見直し提案の骨子

①成績率の対象者を主任級（教育職員は主幹級）まで拡大。

②最上位、上位、中位、下位の4段階とし、最上位10%、上位30%の者には勤勉手当の加算。

③この原資として、対象者全員から勤勉手当の1%+0.05月分（※5%に相当）、及び勤勉手当に含まれる扶養手当分を減額。

④下位はさらに5%を減額。

⑤最上位と上位の加算額は2:1。

⑥適用は、2008年6月の一時金から。

▼降格時の給与決定方式の提案

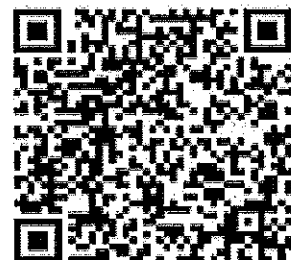
①従来の「直近下位方式」から、昇格時の「昇格メリット分を戻す」方式に変更する。

ストライキ情報について

衛生局支部ホームページ

<http://www.eiseikyoku-shibu.com/>

（携帯電話対応）でご覧いただけます。QRコードご利用下さい。



石原知事の都職員に関する「余っているよ」発言についてのコメント(要旨)

2007年11月8日 東京都庁職員労働組合

どこに職員が余っているというのでしょうか?

石原知事は10月26日の定例記者会見で、「猪瀬副知事からの提案でしたが、自治体から求めがあれば、職員の派遣や受け入れも行っていく。夕張市に2名の職員を2年間程度派遣する」と発表した。記者からの質問に対して「人はたくさんいます」、職員は「余っているね。まだ余っているよ」「余っているから出しているんだよ」と発言した。

石原都政を支えて働く職員に対し、業務の内容や職場実態を全く顧みない許しがたい発言であり、都庁職は強く抗議するものである。

石原都政は3期目に入ったが、これまで都職員の定数は大きく削減されてきた。とりわけ知事部局においては、17,375名もの削減となっている。あらゆる角度からの業務の「見直し」と、福祉施設・都立病院・公園・体育施設などの廃止・統合、あるいは民間委託・移譲、監理団体、指定管理者、公社等への丸投げである。その結果、都民サービスの低下をもたらしていることは明白である。職員は、恒常的に長時間・過密労働が強いられており、都庁舎の超過勤務は、職員一人あたり年平均231時間、36協定職場においても163人が年360時間を超える超過勤務を行っていると報告されている。健康状況も深刻で、30日以上病気休暇等取得者の割合は、増加の一途をたどり、その半数以上は精神疾患となっている。いずれも石原都政下で職員定数削減が強められた結果である。

職員は日夜業務を全うするため、自分の時間を削り、健康を脅かしながら働いている。どこにどれだけ「人が余っている」か具体的に示さず、職場実態を無視した無責任な発言をすることは許されない。

2次にわたる「財政再建推進プラン」で示された都税収入見込みに対し、決算額は総額3兆2千億円も増収となっている。しかし当局は「財政危機」を理由に職員定数削減や給与カットを強行してきた。

折しも、「オリンピック招致」に向けた取り組みが大きく展開されている。全職員に対しても署名やバッチが配布されているが、都庁職は記入や着用の強要に強く反対するものである。

都庁職は、引き続き石原知事による都政運営を厳しく監視し、必要な意見表明をするとともに、都民生活の向上と職員の労働条件改善に向け奮闘するものである。

08予算・人員闘争

10月16日に重点要求書を提出、10月30日に福祉保健局に対して、11月6日には病院経営本部に対し来年度の予算人員要求の重点要求交渉を実施しました。重点要求の内容は以下のとおりです。

- 1 都立病院の充実を求める要求
(1) 行財政改革実行プログラムによる都立病院の独立行政法人化反対。
(2) 八王子小児病院・清瀬小児病院の廃止計画を中止すること。
- 2 都立病院への一般会計の補助金を削減しないこと。また、老朽化した施設設備を改善し、患者負担増をやめること。経営優先のバランススコアカードをやめること。
- 3 医療を伴う福祉施設の拡充強化
(1) 北療育医療センターが、三次療育圏として機能を果たせるよう整備すること。①在宅支援に対する事業の充実 ②通所施設の開設に当たっては利用者の要望に応えられる人員の配置
(2) 北療育医療センター城南分園は、地域療育センターと位置づけて在宅支援を行う施設とし、指定管理者制度の導入を中止すること。また、城北分園は住民要望の高い有床施設として建て替えること。
(3) 府中療育センターは多摩地域の総合療育センターとして早急に改築整備すること。
- 4 食品・環境・動物・薬物等の施策の充実と監視体制を充実すること。特に薬事新規事業の登録販売業者試験実施に必要な人員・予算を確保すること。
- 5 医学系研究所の統合による人員施設の縮小反対、任期付固有職員の拡大反対。
- 6 都立看護専門学校の方立独立行政法人化をやめ、看護師養成数を拡大すること。
- 7 動物愛護相談センターの老朽化庁舎を全面改築すること。